

2020年度

登録造園基幹技能者

講習修了証 更新手続き申込要領

(注1) 申込書の提出により本書記載の「個人情報に関する取り扱い」に同意頂いたものとします。

(注2) 造園 CPD 認定プログラム



主催：国土交通大臣登録 登録基幹技能者講習機関
一般社団法人 日本造園組合連合会
一般社団法人 日本造園建設業協会

講習修了証の更新について

登録造園基幹技能者の講習修了証は、5年間の有効期限であり、2015年度の登録造園基幹技能者講習修了者におかれましては、2021年3月31日で、5年の講習修了証の有効期限を迎えることとなります。

つきましては、下記の要領で更新手続きを行っていただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

I. 更新手続き対象者

2015年度に登録造園基幹技能者に認定された者
(講習修了証の有効期限が、2021年3月31日までの者)

II. 更新の概要

講習修了証の更新は、資格取得後に行われた法律の改正や新工法などの最新情報をテキストで提供し、登録基幹技能者が備える能力を課題の提出によって確認するものです。

III. 送付内容

- (1) 登録造園基幹技能者修了証更新手続きのご案内
- (2) 講習修了証更新手続き申込要領 (本紙)
- (3) 講習修了証更新申込書 (更新申込書)
- (4) 実務経験証明書 (更新申込書の裏面に記載)
- (5) 登録造園基幹技能者テキスト (第9版)
- (6) 課題問題と解答用紙

IV. 申込方法

【更新申込書及び課題の提出】

- (1) 更新申込書 (所定のもの)
必要事項を記入、捺印、顔写真 (縦3cm×横2.5cm) を貼り付けること
※捺印を必ず確認して下さい

※顔写真についての特記

顔写真は「講習修了証」にそのまま使用しますので、次の規格でお願いします。(申込書に直接印刷されたものは不可)

- ・ 3か月以内に撮影されたカラー写真
- ・ 正面向き、無帽、上半身 (胸から上) で背景無し
- ・ タテ3cm×ヨコ2.5cmの大きさ

(2) 実務経験証明書

- ・直近の工事(または業務委託)が合計で1年以上になるよう記入すること
- ・当該申請者の事業主が証明したもの。申請者が事業主の場合は、記載事実に相違ない旨の誓約をして下さい。(記入例を参照)

(3) 課題

課題は登録造園基幹技能者テキストを熟読し、10問の課題にすべて解答して下さい。

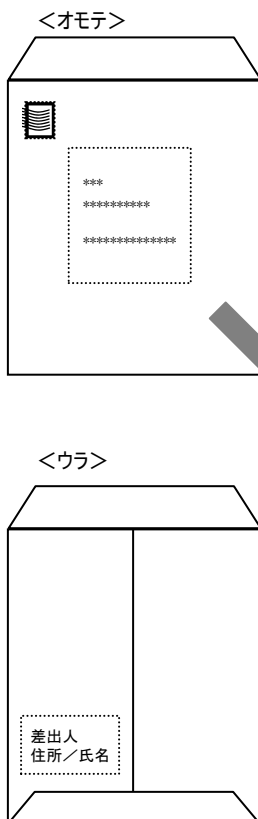
V. 返信方法

角2封筒(A4用紙用)に①～③の書類を折らずに入れ、下記所在地に特定記録郵便など配達記録が残る方法で郵送して下さい。

(「講習修了証更新申込書 在中」と明記のこと)

更新講習は造園連のみで受け付けます。

- ① 更新申込書(顔写真貼付) + 実務経験証明書(捺印を確認のこと)
- ② 課題の解答用紙
- ③ 更新手数料振込用紙のコピー(①に貼付)



申込書送付先

簡易書留

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町
3-3-2 マツシタビル7階

(一社)日本造園組合連合会 行き

講習修了証更新申込書 在中

VI. 更新申込書及び課題の提出期限

- ・年度内に新しい講習修了証をお手元に届けるために、提出期限を有効期限が満了する1か月前の**2021年 2月26日(金)まで必着厳守**とします。
- ・申込書の受付は、講習修了証の提出期限の5か月前(10月1日)から開始します。
- ・提出期限を過ぎ、3月末までにお申し込みの場合は、翌年度(2021年)4月下旬までに新しい講習修了証を発送します。

更新の申込	修了証発送
2020年12月末日まで	2021年 1月下旬
2021年 2月末日まで	2021年 3月下旬
2021年 3月末日まで	2021年 4月下旬

VII. 登録基幹技能者データベースへの登録

- ・提出期限内に更新の申し込みを行い、課題審査に合格された方は、年度内に(一財)建設業振興基金が運営する登録基幹技能者データベースに有資格者として登録します。
- ・提出期限を過ぎ、有効期限までにお申し込みの場合は、翌年度(2021年)4月下旬までに登録基幹技能者データベースに登録します。

VIII. 更新期間中に更新手続きを行わなかった場合

原則 「失効」 となります。

ただし、次の救済措置があります。

(1) 有効期限を越え半年(6か月)以内の者

(2021年4月1日～9月30日までに申し込まれた方)

有効期限内に更新した方と同じ更新手続きをおこなって頂きますが、講習修了証の発送は、2021年10月下旬に一括発送します。

(2) 有効期限を越え1年未満の者

講習修了証の有効期限の翌年度(2021年度)に実施される登録造園基幹技能者講習の修了試験を受験し、合格する必要があります。講習は免除とします。

(3) 有効期限を1年以上超えた者

失効となりますので、もう一度登録造園基幹技能者講習会を受講し、修了試験に合格する必要があります。

IX. 更新手数料

11,000円 (税込)

【振込先】 三井住友銀行 麹町支店 普通 8928781 登録造園基幹技能者講習

※振込用紙は銀行に備え付けの物をご利用下さい。

X. 課題の審査

提出された課題を採点し、6割以上の正答で「合格」とします。

6割に満たなかった場合は、別課題で再提出して頂きます。

XI 更新修了証の送付

課題審査に合格された方には、次の3点を配達記録が残る方法で送ります。

- ① 有効期限が更新された「登録造園基幹技能者講習修了証」
- ② ヘルメット貼付用ステッカー
- ③ 登録造園基幹技能者の腕章

XII その他

この更新に関する書類を紛失され、再度送付を希望される方は、「送料着払い」での発送となります。

VIII. 詳細について

詳しくは、(一社)日本造園組合連合会へお問い合わせ下さい。

一般社団法人 日本造園組合連合会

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町3-3-2

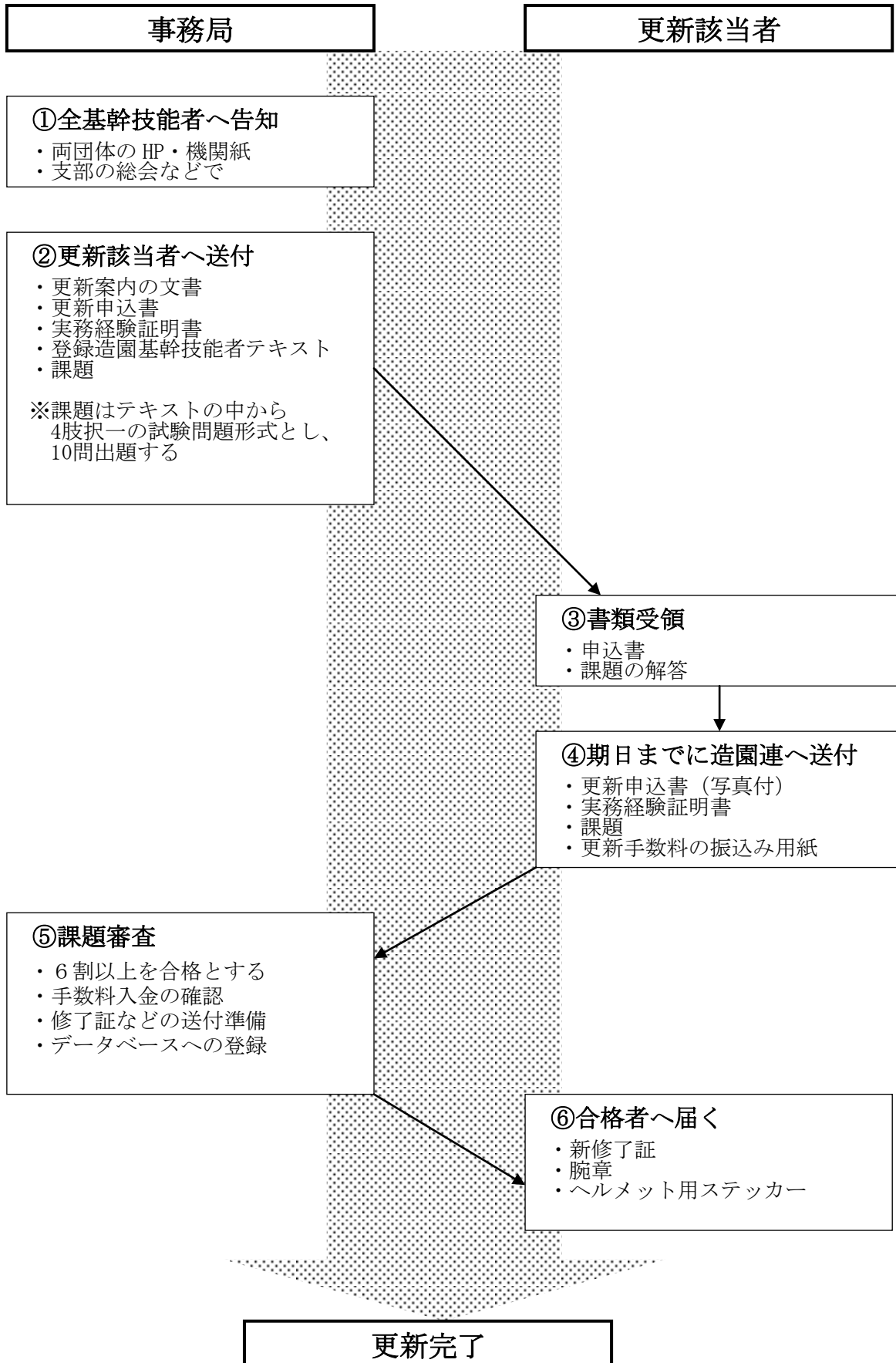
マツシタビル7階

TEL: 03-3293-7577

FAX: 03-3293-7579

e-mail: jflc@sepia.ocn.ne.jp

更新講習の流れ



登録造園基幹技能者 実務経験報告書 (記入例)

登録造園基幹技能者として、直近の実務経験の内容は、下記の通りであることを証明します。

証明者: (住所) 大阪市淀川区〇〇一〇〇
 (代表者) 新日本造園 株式会社
 代表取締役 玉石 流太

社印
 役職印

会社(事業所)名	新日本造園 株式会社	氏名	造園 太郎
----------	-------------------	----	--------------

No.	工事・業務委託等の名称	期間(開始年月～終了年月)		年数	月数
1	〇〇氏邸庭園工事	H 30年 1月	H 30年 3月		3
2	〇〇浄水場緑地管理工事	H 30年 4月	H 30年 9月		6
3	第〇号線街路樹植栽工事	H 30年 10月	H 31年 1月		4
4	〇〇公園植栽工事	H 31年 3月	R 1年 7月		5
5		年 月	年 月		
6		年 月	年 月		
7		年 月	年 月		
8		年 月	年 月		
合 計				1	6

【 誓約欄 】

この証明事項に事実と相違がある場合は、講習修了証を取り消されても異存のないことを誓約いたします。

誓約者名: **造園 太郎**

社印

◆記入上の注意

- ・過去5年間の実務経験年数が1年以上あれば、すべての実務経験を記載する必要はありません。
- ・直近のものから記載して下さい。
- ・工事や業務委託期間が重複している場合は、どちらか一方を記入して下さい。

入金確認欄(貼付方向は問いません)

ご利用明細

振込み金額 ￥11,000

振込先
 三井住友銀行
 麴町支店
 普通 8928781
 トウロクゾウエンキカギノウシヤコウシュウ

〇〇銀行

更新手数料振込明細の
控えのコピーを貼付

合計で12カ月(二年)以上を満たすこと

個人情報に関する取り扱い

1. 法令等の遵守

一般社団法人日本造園組合連合会並びに一般社団法人日本造園建設業協会（以下、両団体と表記する）は、登録造園基幹技能者の個人情報を取扱うにあたり、個人情報保護に関する関係法令等を遵守します。

2. 利用目的

両団体が登録造園基幹技能者の個人情報を取得する利用目的は次のとおりです。ここに定めない目的で取得する場合は、登録造園基幹技能者の個人情報を取得する際に、あらかじめ利用目的を明示して行います。

- ① 登録造園基幹技能者講習の申込の資格審査及び個人認証のため
- ② 登録造園基幹技能者に造園に関連した情報提供をするため
- ③ 登録造園基幹技能者の講習、認定証の再発行・書き換え等のため
- ④ 資格制度を整備するデータベースのため
- ⑤ 個人情報を経営的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため

3. 適正な取得

両団体は、登録造園基幹技能者の個人情報を、偽りその他不正の手段で取得することはありません。

4. 利用

両団体は、登録造園基幹技能者の次の個人情報を、「2. 利用目的」で定めた範囲内で共同利用します。

氏名、生年月日、性別、住所、本籍地、電話番号、FAX番号、本人の顔写真、認定証番号、認定証発行日、勤務先情報（名称、所属、電話番号等）

5. 第三者への提供

両団体は、次の場合を除き個人情報を第三者に提供することはありません。

- ① 登録造園基幹技能者よりあらかじめ同意を得ている会社に提供する場合。
- ② 法令に基づく場合
- ③ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、登録造園基幹技能者の同意を得ることが困難であるとき

④ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、登録造園基幹技能者の同意を得ることが困難であるとき

⑤ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、登録造園基幹技能者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

6. 開示・訂正・削除

両団体は、個人情報を正確かつ最新の状態でご管理するよう努めます。また、登録造園基幹技能者から両団体が保有している個人情報の開示を求められたときは所定の手続きに基づき速やかに開示します。その結果、万一誤った情報があれば速やかに訂正または削除いたします。

7. 安全管理

両団体は、取扱う個人情報の、漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のための必要かつ適切な措置を講じます。

8. 個人情報管理者の指導・監督

両団体は、個人情報を担当者に取扱わせるにあたっては、個人情報の安全管理が図られるように継続的に指導するとともに、適切な監督を行います。

9. 委託先の監督

両団体は、個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行います。

10. 苦情対応

両団体は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な対応をいたします。

11. 個人情報の取扱いに関する問い合わせ窓口

（一社）日本造園組合連合会 電話 03-3293-7577

（一社）日本造園建設業協会 電話 03-5684-0011

※ 申込書の提出により、「個人情報に関する取り扱い」に同意頂いたものとします

建設業法施行規則第18条3の2の規程により、国土交通大臣の登録を受けた講習機関である（一社）日本造園組合連合会と（一社）日本造園建設業協会が、講習実施に関する事務を行っています。登録造園基幹技能者に関する問い合わせは、下記までお願いします。

一般社団法人 日本造園組合連合会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 3-3-2 マツシタビル 7階

TEL 03-3293-7577 FAX 03-3293-7579

E-mail jflc@sepia.ocn.ne.jp URL <http://jflc.or.jp/>

一般社団法人 日本造園建設業協会

〒113-0033 東京都文京区本郷3丁目15番2号 本郷二村ビル4階

TEL : 03-5684-0011 FAX : 03-5684-0012

E-mail kikan@jalc.or.jp URL <http://www.jalc.or.jp/>